

# 甲田いづみこども園

## 病児・病後児保育室のご案内

### 病児・病後児保育とは

お子様が病気の「回復期」または「回復期に至らない場合」に保護者が仕事・病気・冠婚葬祭などの理由により家庭で保育ができない場合、一時的にお子様をお預かりする子育て支援事業です。

### 利用できる児童

安芸高田市に在住する生後6ヶ月から小学3年生までの児童

### 利用定員

3名

### 利用時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※祝日、年末年始を除く

※利用は連続して5日までご利用できます。

### 利用料金

1日利用 2,000円

半日利用 1,000円(4時間)

※利用料金については、利用日ごとにお迎え時にお支払いください。

### 対象となる病気

- (1) 感冒(かぜ)、消化不良症等、乳幼児が日常かかる疾患
- (2) 喘息等の慢性疾患
- (3) 骨折や火傷などの外傷性疾患

ただし、以下の症状の場合は利用できません。

●学校保健法で医師の登園許可書が必要と定められている伝染病

〔インフルエンザ(注)、麻しん、百日咳、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜炎(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎〕

●38.5℃以上の発熱が続いている。 ●下痢、嘔吐がひどい。 ●脱水症状がある。

●咳がひどく、呼吸困難がある。 ●食欲がなく、ほとんど食べたり、飲んだりできない。

●上記の他に医師により利用が困難と判断された場合

※(注)インフルエンザに関しては、利用を希望する日の朝9時の時点で、他の疾患による利用がない場合に限り、利用可能です。(A型とB型のどちらか)

## 利用までの流れ

### 1 事前登録

利用を希望される場合は、毎年度、事前に利用登録をしてください。

お子様が病気となり、利用を検討

### 2 予約

利用希望日の前日(9:00~17:00)までに当園(TEL 0826-45-7270)へ電話し、予約をしてください。

※予約を受けた時点で定員を超えている場合が利用をお断りする場合があります。

### 3 受診

利用希望日の前日もしくは利用希望日に増田ファミリークリニックもしくはかかりつけ医で受診してください。

受診後、医師により利用可能と判断された場合は、「診断情報提供書 兼 医師連絡票」を記入してもらってください。

利用をキャンセルされる場合は必ずご連絡ください。

### 4 利用開始

「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、医師からもらった「診断情報提供書 兼 医師連絡票」を添えて、当園に提出してください。

なお、お薬が処方されている場合は、必ず「与薬依頼書」とお薬の内容の分かるものもあわせて提出してください。

お子様の状況などの聞き取りや持参物の確認後、利用開始となります。

保育終了後、利用料金を支払ってください。

## 当日ご用意していただくもの

- お子様の保険証・乳幼児医療費受給者証等(利用初日のみ) ※コピー可
- 提出書類(利用申込書・診断情報提供書 兼 医師連絡票)
- 処方されたお薬・与薬依頼書・お薬手帳等、お薬の内容が分かるもの  
(薬が処方されている場合のみ)
- お弁当・お茶・おやつ(お子様が好む食べ物や飲み物)
- 飲み慣れたミルク・哺乳瓶(乳児のみ)
- 着替え3組程度
- タオル3枚
- 掛け布団(毛布・タオルケット・バスタオル等)
- パンツ・おむつ
- 着替え入れ袋(3枚程度)

### その他

- 利用途中で、お子様の体調の変化により、お迎えをお願いする場合がありますので、必ず連絡がとれるようにしてください。
- 複数の病児が利用しますので、細心の注意を払っておりますが、感染の可能性もありますので、ご了承ください。
- 利用をキャンセルされる場合は必ず当園にご連絡ください。

### お問い合わせ先

甲田いづみこども園 病児・病後児保育室

安芸高田市甲田町高田原2500番地3

TEL 0826-45-7270 FAX 0826-45-5660

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00